

FP	2級	個人
----	----	----

2024年 5月試験  
ファイナンシャル・プランニング技能検定

**2級 個人**  
資産相談業務

実施日① ◆ 年 月 日

実施日② ◆ 年 月 日

実施日③ ◆ 年 月 日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1. 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題（15問）です。
3. 筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（1月・5月試験は前年10月1日、9月試験はその年の4月1日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（59歳）は、大学卒業後、X株式会社（以下、「X社」という）に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。2024年11月に60歳となり定年を迎えた後も、X社の継続雇用制度を利用して65歳まで働く予定である。

Aさんは、今後の資金計画を検討するにあたり、公的年金制度の老齢給付や雇用保険の高年齢雇用継続給付等について理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈X社の継続雇用制度の雇用条件〉

- 1年契約の嘱託雇用で、1日8時間（週40時間）勤務
- 賃金月額は60歳到達時の70%（月額28万円）で賞与はなし
- 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入

〈Aさん夫妻に関する資料〉

(1) Aさん（1964年11月10日生まれ、59歳、会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）  
20歳から大学生であった期間（29月）は国民年金に任意加入していない。
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳	65歳
国民年金 未加入期間 (29月)	厚 生 年 金 保 険	
	被保険者期間 (192月)	被保険者期間 (319月)
	( 2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円 )	( 2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円 )

(2) 妻Bさん（1964年7月8日生まれ、59歳、パートタイマー）

- 公的年金加入歴：18歳でX社に就職してから12年間（144月）、厚生年金保険に加入。その後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- 全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額（2023年度価額）を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈Aさん夫妻に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）  
（ ① ）円
2. 老齢厚生年金の年金額
  - (1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）（ ② ）円
  - (2) 経過的加算額（円未満四捨五入）（ ③ ）円
  - (3) 基本年金額（上記「(1)+(2)」の額）□□□円
  - (4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）
  - (5) 老齢厚生年金の年金額（ ④ ）円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$795,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{2} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{2} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）=①+②

① 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）=1,657円×被保険者期間の月数

$$-795,000円 \times \frac{\text{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額=397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度の老齢給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが老齢厚生年金の繰上げ支給を請求する場合、老齢基礎年金の繰上げ支給の請求も同時に行わなければなりません」
- ② 「Aさんが75歳0カ月で老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をする場合、それぞれの年金額の増額率は70%となります」
- ③ 「Aさんおよび妻Bさんは、1961年4月2日以降生まれであるため、いずれも報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することはできません」

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、社会保険の各種取扱いについて説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I. 「AさんがX社の継続雇用制度を利用して、60歳以後も引き続きX社に勤務し、かつ、60歳以後の各月（支給対象月）に支払われた賃金額（みなし賃金を含む）が60歳到達時の賃金月額（ ① ）%未満となる場合、Aさんは、所定の手続により、原則として、高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます。高年齢雇用継続基本給付金の額は、支給対象月ごとに、その月に支払われた賃金の額の低下率に応じて一定の方法により算定されます」
- II. 「Aさんが65歳でX社を退職して再就職をしない場合、原則として、退職日の翌日から（ ② ）日以内に所定の手続を行うことにより、退職日の翌日から最長で（ ③ ）年間、全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入することができます。なお、Aさんが任意継続被保険者として加入した場合の保険料は、Aさんが全額を負担することになります」

〈語句群〉

イ. 1    ロ. 2    ハ. 3    ニ. 5    ホ. 20    ヘ. 30    ト. 40    チ. 75    リ. 80  
ヌ. 85



**《問5》** Mさんは、Aさんに対して、Y銀行の米ドル建定期預金について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「米ドル建定期預金には、現時点において、円建ての預金と比べて相対的に金利が高いという魅力があります。ただし、満期時の為替レートが預入時に比べて円高ドル安に変動した場合、円換算の運用利回りがマイナスになる可能性があります」
- ② 「Y銀行の米ドル建定期預金の利子は、源泉分離課税の対象となり、その支払を受ける際に、当該利子額の10.21%相当額が源泉徴収されます」
- ③ 「Y銀行の米ドル建定期預金の満期時において、米ドルを円貨で払い戻したことにより生じた為替差益は、一時所得として総合課税の対象となります」

**《問6》** 次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。なお、計算にあたっては税金等を考慮せず、〈答〉は、%表示の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。

- ① AさんがX社債を《設例》の条件で購入した場合の最終利回り（年率・単利）。
- ② Aさんが《設例》の条件で円貨を米ドルに換えて米ドル建定期預金に20,000米ドルを預け入れ、満期を迎えた際の円ベースでの運用利回り（年率・単利）。なお、満期時の適用為替レート（TTB・米ドル/円）は、139.00円とする。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（50歳）は、妻Bさん（48歳）、長女Cさん（24歳）、長男Dさん（19歳）および二男Eさん（14歳）との5人暮らしである。Aさんは、証券会社のX証券とY証券のそれぞれに特定口座（源泉徴収あり）を開設して上場株式の売買を行っている。また、長女Cさんが学生納付特例制度の適用を受けていた期間の国民年金保険料について、2023年中にAさんがまとめて支払っている。なお、下記の〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉において、「▲」は赤字であることを表している。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

- ・ Aさん（50歳） : 会社員
- ・ 妻Bさん（48歳） : パートタイマー。2023年中に給与収入80万円を得ている。
- ・ 長女Cさん（24歳） : 大学院生。2023年中の収入はない。
- ・ 長男Dさん（19歳） : 大学生。2023年中の収入はない。
- ・ 二男Eさん（14歳） : 中学生。2023年中の収入はない。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額 : 950万円

(2) 不動産所得の金額 : ▲15万円（白色申告）

※ 損失の金額15万円には、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円が含まれている。

(3) 上場株式に係る譲渡所得の金額

X証券の特定口座（源泉徴収あり） : ▲50万円

Y証券の特定口座（源泉徴収あり） : 320万円

(4) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月 : 2015年10月

契約者（=保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡給付金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 500万円

正味払込保険料 : 450万円

※ 妻Bさん、長女Cさん、長男Dさんおよび二男Eさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの2023年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい  
 (計算過程の記載は不要)。なお、①の計算上、Aさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、〈答〉は万円単位とすること。

- ① 総所得金額に算入される給与所得の金額
- ② 総所得金額

〈資料〉 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

《問8》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが、確定申告において、X証券およびY証券の口座内で生じた上場株式に係る譲渡所得の金額を申告する場合、それぞれの口座の『特定口座年間取引報告書』をAさん自身で作成し、確定申告書に添付しなければなりません」
- ② 「Aさんが、確定申告において、X証券およびY証券の口座内で生じた上場株式に係る譲渡所得の金額を申告した場合、それぞれの金額を通算した金額に基づき、当該譲渡所得に係る所得税額が計算されます」
- ③ 「Aさんが配偶者控除の適用を受けるためには、Aさんの合計所得金額が1,000万円以下でなければなりません。Aさんの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることができますが、その控除額は妻Bさんの合計所得金額によって異なります」

《問9》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I. 「Aさんが支払った長女Cさんの国民年金保険料は、Aさんの社会保険料控除の対象と（ ① ）」
- II. 「Aさんの扶養控除の対象となるのは、（ ② ）です。Aさんが適用を受けることができる（ ② ）に係る扶養控除の控除額の合計は、（ ③ ）万円です」
- III. 「Aさんが適用を受けることができる基礎控除の控除額は、（ ④ ）万円です」

〈語句群〉

イ. 38    ロ. 48    ハ. 58    ニ. 76    ホ. 101    ヘ. 139    ト. なります  
チ. なりません    リ. 長女Cさんと長男Dさん    ヌ. 長男Dさんと二男Eさん  
ル. 長女Cさんと長男Dさんと二男Eさん

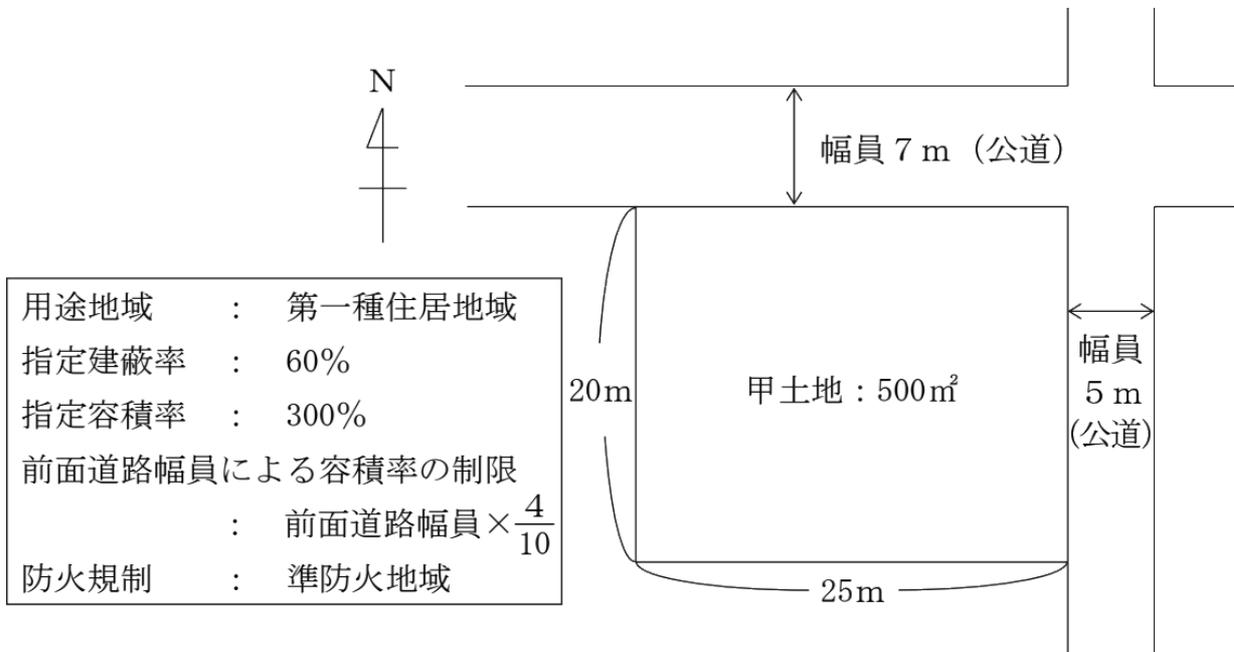
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

上場企業に勤務する会社員のAさん（50歳）は、X市内の実家で1人暮らしをしていた父親が2023年10月に死亡したことに伴い、実家の建物とその敷地である甲土地を相続により取得した。Aさんの父親が45年前に建築してから死亡するまで自宅として使用してきた実家の建物は、老朽化が進んでいる。なお、Aさんの父親の相続において、法定相続人はAさんのみであり、相続に係る申告・納税等の手続は完了している。

Aさんは、Y市内の自宅で妻Bさん（50歳）および長女Cさん（18歳）と暮らしており、相続後に空き家となっている実家の売却を検討していたが、先日、知り合いの不動産会社の社長から「甲土地は最寄駅から徒歩3分の好立地にあり、相応の需要が見込めるため、賃貸マンション経営を検討してみてはどうか」との提案があったことから、甲土地の有効活用に興味を持ち始めている。

〈甲土地の概要〉



- 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

**《問10》 「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例」（以下、「本特例」という）に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。**

- ① 「本特例は、相続した家屋について、相続開始直前において被相続人以外に居住をしていた人がいる場合、適用を受けることができません」
- ② 「本特例の適用を受けるためには、相続の開始があった日から1年を経過する日の属する年の12月31日までに、相続した家屋またはその敷地もしくはその両方を売却する必要があります」
- ③ 「Aさんの実家の売却にあたって、本特例と『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』（相続税の取得費加算の特例）は、重複して適用を受けることができません。それぞれの特例の適用要件等を確認したうえで、いずれか有利なほうを選択して適用を受けることをお勧めします」

**《問11》 Aさんが、甲土地上に賃貸マンションを建築する場合の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。**

- ① 「Aさんが甲土地上に賃貸マンションを建築して経営するために実家の建物を取り壊した場合、その取壊しに係る費用は、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入することができません」
- ② 「Aさんが甲土地上に賃貸マンションを建築した場合、Aさんの相続に係る相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。仮に、甲土地の自用土地価額を8,000万円、借地権割合を70%、借家権割合を30%、賃貸割合を100%とした場合の相続税評価額は、6,320万円となります」
- ③ 「NPV法による投資判断では、将来発生するキャッシュフローの現在価値の合計額と投資額を比較し、投資額の方が大きい場合に、その投資は有利であると判断することができます。不動産投資においては、将来発生する収入や費用等について十分に検討したうえで投資判断をする必要があります」

**《問12》 甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求めなさい（計算過程の記載は不要）。**

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
- ② 容積率の上限となる延べ面積

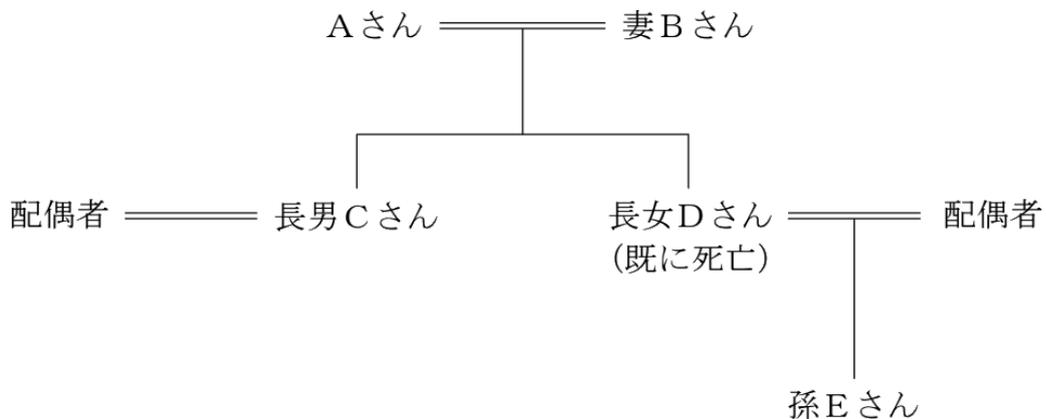
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（非上場会社・製造業、以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（68歳）は、自宅で妻Bさん（66歳）および長男Cさん（43歳）夫妻と同居している。Aさんは、2年後をめどに、X社の専務取締役である長男Cさんに事業を承継する予定であり、将来、長男CさんにはX社に有償で貸し付けているX社本社建物とその敷地を相続させ、妻Bさんには自宅および相応の現預金等を相続させるつもりでいる。

なお、長女Dさんは、半年前に病気で死亡しており、Aさんは、大学への進学を希望している孫Eさん（17歳）のために教育資金等の援助をしたいと思っている。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

・ 現預金等	: 7,500万円
・ X社株式	: 1億2,000万円
・ 自宅敷地（300㎡）	: 4,800万円（注）
・ 自宅建物	: 1,200万円
・ X社本社敷地（500㎡）	: 8,000万円（注）
・ X社本社建物	: 2,500万円
<hr/>	
・ 合計	: 3億6,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

**《問13》 Aさんの相続・事業承継等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。**

- I. 「円滑な遺産分割を行うため、遺言書の作成をお勧めします。Aさんが自筆証書遺言を作成する場合、( ① )における保管制度を活用することで、遺言書の紛失等を防ぐことができます」
- II. 「長男CさんがX社本社建物とその敷地を相続により取得し、当該敷地(相続税評価額8,000万円)について、特定同族会社事業用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は( ② )万円となります。なお、自宅敷地とX社本社敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、( ③ )」
- III. 「長女DさんはAさんの相続開始前に死亡しているため、孫EさんはAさんの相続において代襲相続人となります。孫Eさんが相続によりAさんの財産を取得した場合、相続税額の2割加算の対象と( ④ )」

〈語句群〉

- イ. 1,600    ロ. 2,880    ハ. 4,000    ニ. 家庭裁判所    ホ. 法務局    ヘ. 公証役場  
ト. なります    チ. なりません  
リ. それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます  
ヌ. 適用対象面積は所定の算式により調整され、完全併用はできません

**《問14》 孫EさんがAさんから「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下、「本制度」という)の適用を受けて教育資金の贈与を受けた場合に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。**

- ① 「孫Eさんが本制度の適用を受けて取得した教育資金は、1,500万円を限度に贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については500万円が限度となります」
- ② 「Aさんが教育資金管理契約の終了の日までに死亡した場合において、Aさんの相続に係る相続税の課税価格の合計額が1億円を超えるときは、孫Eさんは、その年齢にかかわらず、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を相続により取得したものとみなされます」
- ③ 「受贈者である孫Eさんが23歳に達すると、教育資金管理契約は終了します。その場合、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額は、孫Eさんが23歳に達した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます」

《問15》現時点（2024年5月26日）において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額（相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は2億3,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額	□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	( ① ) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))	2億3,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	□□□万円
長男Cさん	□□□万円
孫Eさん	( ② ) 万円
(c) 相続税の総額	( ③ ) 万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円

## 《模範解答》

問番号	解答
<b>第1問</b>	
<a href="#">問1</a>	① 746,969(円) ② 1,109,776(円) ③ 48,391(円) ④ 1,158,167(円)
<a href="#">問2</a>	① ○ ② × ③ ×
<a href="#">問3</a>	① 千 ② ホ ③ 口
<b>第2問</b>	
<a href="#">問4</a>	① ○ ② ○ ③ ×
<a href="#">問5</a>	① ○ ② × ③ ×
<a href="#">問6</a>	① 1.15(%) ② 2.26(%)
<b>第3問</b>	
<a href="#">問7</a>	① 745(万円) ② 740(万円)
<a href="#">問8</a>	① × ② ○ ③ ×
<a href="#">問9</a>	① ト ② リ ③ ホ ④ 口
<b>第4問</b>	
<a href="#">問10</a>	① ○ ② × ③ ○
<a href="#">問11</a>	① ○ ② ○ ③ ×
<a href="#">問12</a>	① 400(m <sup>3</sup> ) ② 1,400(m <sup>3</sup> )
<b>第5問</b>	
<a href="#">問13</a>	① ホ ② 口 ③ リ ④ 千
<a href="#">問14</a>	① ○ ② × ③ ×
<a href="#">問15</a>	① 4,800(万円) ② 1,025(万円) ③ 4,950(万円)